

井原議員（広志会）

令和3年9月29日
教育長答弁実録
（教育委員会）

（問）県教育委員会における定例監査指摘内容について

先月公表された叡智学園における定例監査の結果、指摘事項が12件、改善を求める事項が3件報告されている。

どのような内容であったのか、教育長に伺う。

（答）

昨年、広島叡智学園における平成30年度から令和2年度までの会計事務処理などについて、監査委員事務局監査が実施されました。

その結果として、文書による決裁手続は行ったものの、広島県物品管理規則に定める発注決裁書を作成せずに家具を購入したものや、広島県契約規則に定める随意契約の上限額を上回って随意契約したものなど、15件の不適切な事務処理が、先月、指摘・公表されたところでございます。

これらの指摘事項等が発生した原因につきましては、当時の関係者への聴取を踏まえすと、

- ・ 開校に向け、物品の選定や調達、施設管理等に係る契約事務など、膨大な業務を短期間のうちに集中して進める必要があったこと
- ・ このため、物品購入や予算執行管理などについて適切に業務が行われず、管理職をはじめ職員によるチェック機能も十分に果たせていなかったこと
- ・ また、教育委員会事務局の関係課が当該校の自主性に任せ、その管理が十分にできていなかったこと

などが主な原因であると考えております。